

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成20年1月18日作成)

法令名	北海道個人情報公開条例		
根拠条項	第14条、第28条、第35条		
許認可等の種類	① 自己に関する個人情報の開示の請求 ② 自己に関する個人情報の訂正の請求 ③ 自己に関する個人情報の利用停止の請求		
法令の定め	① 何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。 ② 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実には誤りがあると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができる。 ③ 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。 (1)～(3) 省略		
審査基準			
標準処理期間	総期間	14日 月 (注：休日は含まない。) (開示請求) 30日 月 (注：休日は含まない。) (訂正請求) 30日 月 (注：休日は含まない。) (利用停止請求)	
	経由機関	日・月 ()	
	協議機関	日・月 ()	
	処分機関	日・月 ()	
処分担当課	監査委員事務局総括監査課（電話番号：011-231-4111内線32-321）		
申請先	同上		
問い合わせ先	同上		
備考	開示・非開示の判断に必要とされる基準が、条例の定め並びに条例の趣旨、解釈及び運用を定めた総務部長通達において具体的に規定しつくされているため、審査基準を設定しない。 （公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/shinsakijun.htm ）		